

鳥取県漁港漁場工事等施工環境監理者配置要領

1 目 的

この要領は、鳥取県県土整備部が所管する漁港、漁場及び漁港海岸の工事を行う場合、周辺海域の自然環境や水生生物の生息環境に配慮した施工を監理する者（以下「施工環境監理者」という。）として適切な技術者を配置することにより、環境の保全に配慮した円滑な工事の施工を確保することを目的とする。

2 施工環境監理者を配置する工事

鳥取県県土整備部が所管する漁港、漁場及び漁港海岸の工事を対象（以下「対象工事」という。）とする。

ただし、陸上工事（ブロック製作、道路舗装等）及び営繕工事（屋根の設置等）は、海域に及ぼす影響が少ないと考えられるため対象外とする。

3 施工環境監理者の業務

施工環境監理者は、次の業務を行い、適正に工事を施工するとともに、技術上の管理及び指導監督（通常の建設工事の場合の主任技術者と同様の業務）を行う。

- (1) 周辺海域の自然環境に対する検討
- (2) 周辺海域の水生生物の生息環境に対する検討
- (3) 関係機関との連絡調整

なお、具体的な業務は、社団法人全国漁港漁場協会発行「施工環境マニュアル（平成17年6月）」を参考とすること。

4 施工環境監理者の資格

発注機関は対象工事の請負者に対し、技術士若しくは技術士補で水産部門（水産土木）の資格を有するもの又は社団法人大日本水産会の行う水産工学技士（水産土木部門）認定試験に合格し水産工学技士として登録した者を施工環境監理者として配置させるものとする。

5 施工環境監理者の配置の要件

対象工事のうち請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。）が3,000万円以上のものに係る施工環境監理者の配置は、当該対象工事の工期中専任とする。ただし、密接な関係にある二件以上の対象工事を同じ請負者が同一又は近接した場所で施工する場合は、施工環境監理者を兼任させることができる。

また、施工環境監理者は、監理技術者、主任技術者又は現場代理人と兼任できるものとする。

6 施工環境監理者業務に要する経費

施工環境監理者の業務のために必要とされる水質調査、底質調査、環境生物調査等の測量調査及び施工管理に要する経費は、間接工事費（技術管理費）に積み上げ計上できるものとする。

積上計上の経費は、人件費、材料費及び機械経費とし、漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等標準歩掛、見積等により適正に積算する。

なお、一般的な測量や施工管理等に要する経費は、間接工事費で定率計上されているため、施工環境監理者の業務として特別に必要な経費として積上計上を行う場合は、定率計上経費との重複や必要性等を十分に検証し、対応するものとする。

また、測量調査の範囲は、主作業船等の作業区域等当該対象工事の施工区域を考慮した適正な範囲とする。（例えば、工事対象物からおおむね50メートル以内など）

7 実施体制の表示

発注機関は請負者に対して、施工環境監理者の氏名、登録番号等を施工計画書に記載するとともに、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第32条に定める主任技術者等選任（変更）通知書に準じた書類を作成し、発注機関へ提出させることとする。

なお、施工計画書の現場組織表や資格表については、現場代理人、主任技術者又は監理技術者と同列で表示する。

8 資格証明書等の携行

発注機関は、施工環境監理者に対して工事現場内において工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

9 施工条件の明示

発注機関は、特記仕様書に施工環境監理者の配置及び環境対策について明記する。

なお、施工条件の明示及び特記仕様書への記載については、社団法人全国漁港漁場協会発行「施工環境マニュアル（平成17年6月）」を参考とすること。

10 補則

この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注機関と請負者が協議して定める。

附則

この要領は、平成21年3月27日から施行し、同日以降に起工決裁する対象工事について適用する。